

令和6年度 第2回岩美町国民健康保険運営協議会 記録

開催年月日	令和7年2月6日(木)
開催場所	岩美町役場 1階 庁議室
出席委員	村上委員 船木委員 森田委員 内田委員 尾崎委員 澤井委員(会長) 西浦委員 中島委員 岡田委員
欠席委員	藤田委員 奥田委員 永美委員
職務出席者	長戸町長、日下部税務課長、濱野健康福祉課長、田中住民生活課長補佐、広富保険係長
開会	午後3時57分
記録	広富保険係長
審議事項	① 令和6年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について ② 令和7年度岩美町国民健康保険事業概要について ③ 令和7年度岩美町国民健康保険特別会計予算(案) ④ 令和7年度岩美町国民健康保険税(案)について ⑤ 令和7年度岩美町国民健康保険事業計画(案)について ⑥ 岩美町国民健康保険保健事業計画の進捗状況について ⑦ その他
審議の経過	
住民生活課長補佐	<p>定刻よりちょっと早いですが、尾崎委員が4時にはお越しいただけないということですので、ただいまより岩美町国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>本来でしたら住民生活課長が進行するところではありますが、課長が都合により出席できないため、代わって私住民生活課長補佐の田中が進行させていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員は12名中8名のご出席をいただいております。岩美町国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により委員の2分の1以上の出席がありますので、会議を進めさせていただきます。</p> <p>では開会にあたりまして、町長よりご挨拶申し上げます。</p>
町長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>雪が降って足元が悪い中、国民健康保険の運営協議会の委員をお願いさせていただいて、今日は初めての会議でございます。</p> <p>会長が決まりますまでは、私の方で議事を進行させていただきたいというふうに思っております。</p> <p>皆様ご承知の通り、昨年12月の2日から、紙の保険証が廃止をされました。いわゆるマイナンバーカードによる保険証の利用という制度が始まったわけであり、町のほうもこのマイナンバーカードの普及促進に努めておりますが、まだ全ての方がマイナンバーカードを持たれているという状況ではありません。</p> <p>現在お配りしてます紙の保険証については、今年12月1日までは使用ができるということになっておりますし、12月1日以降については、資格確認書という形で、また新た</p>

	<p>な資格証明のものを発行させていただいて、病院等の受診には影響がないような仕組みを持っているところであります。</p> <p>そして、この会の一番大きな部分では、毎年、被保険者の皆様に負担をいただきます国民健康保険税の税率決定をご審議いただくことが一番大きな任務となっております。</p> <p>そういった中で、これまで4方式という、いわゆる固定資産税の資産評価を加えた形で保険税の算定をしておりましたが3方式に改めると、いわゆる資産の部分を保険税の算定に加味しないやり方をとらせていただいて、今年が、令和7年が3年の経過措置の最終年度であります。改めまして3方式による正式な賦課は令和8年からという形になりますが、来年度は最終の軽減があるという算定をさせていただきたいと思っているところでございます。</p> <p>そして、国民健康保険のほうの仕組みは、今鳥取県が保険者として運営をする仕組みになっておりますが、保険税は、それぞれの構成する市町村が賦課するという従来方式でございますので、改めまして協議会の方に、令和7年度の保険税の算定方式についてご提案を申し上げたいというふうに考えております。</p> <p>令和6年度の国民健康保険特別会計の決算状況で申し上げますと、約3,000万程度の黒字が見込まれております。</p> <p>令和7年度の保険税の負担を低減する、そういった目的を持ちまして、今年発生するであろう3,000万円の剰余金を令和7年度の保険税の軽減財源として、保険税算定に加えていきたい、そのように考えているところでございます。</p> <p>細かい内容については、事務局のほうから説明を申し上げますが、どうぞ慎重審査をお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>今日はありがとうございました。</p>
<p>住民生活課長 補佐</p>	<p>議事に入ります前に、本協議会の委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。資料2ページの委員名簿をご覧ください。被保険者代表のうち橋本町子様、公益代表のうち西浦晶義様が退任されまして、後任として1月1日より、被保険者代表として内田千登勢様、公益代表として西浦公子様にご就任いただきましたのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、委員の交代がございましたので、改めて各委員さんに、簡単に自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>各委員・職務 出席者</p>	<p>(自己紹介)</p>
<p>住民生活課長 補佐</p>	<p>そうしましたら、新しい会長が選任されるまでは、町長に議事進行をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。</p>
<p>町長</p>	<p>そうしますと、私の方で会長が決まるまでの進行させていただきたいと思っております。</p> <p>では日程3の会長選任について事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>住民生活課長 補佐</p>	<p>会長の選任方法ですが、本日お配りした日程の1ページに載せております、運営協議会の規則第2条第3項に、協議会の会長選挙するときは、町長が招集することとなっていることから、会長決定に当たっては、選挙することとなっております。</p>

	このたびの選任に当たりましては、公益代表の中からご推薦いただき、本日出席の委員さんにお諮りするという方法で行うことをご提案させていただきます。
町長	ただいま事務局のほうから、公益代表の委員さんの中から推薦をいただいた方を皆さんにお諮りするという形がこれまでの例のようでございますが、そういった方法で選任をさせていただきますとよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
町長	それでは、どなたか推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	澤井委員さんをお願いしたいと思います。
町長	その他はいかがでしょうか。 澤井委員さんという声がありました。よろしゅうございましょうか。
委員	はい。
町長	では、澤井委員、会長のほう、どうぞよろしくお願いいたします。 では、就任されました澤井委員の方に会長就任のご挨拶をいただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。
会長	ただいま選出いただきました澤井でございます。 先ほど自己紹介の中にも申し上げましたが、私は、町の自治会長会代表としてこの場に出させていただきます。前回の任期をとりあえず全うさせていただいて、今回新たに2期目という形をさせていただく運びになっております。 すごく大きなお金を動かす機関となっておりますので、そこら辺も踏まえて、皆さんが活発な意見、活発な論議いただきますよう、よろしくをお願いしたいと思います。 それと、一言言わせていただければ、いつも医療機関の方が出てこられませんか。過去ずっと見てきた中で、いつも出てこられても尾崎院長だけ。ということは、この会合の場の設定が何か問題あるのかな、もしくは医療機関の方々が重きを置いてないのかな、ということさえ私は感じます。 せっかく委員に任命されたら、万難を排して、こういう大きなお金を動かす重要機関ですんでそこら辺について真剣な論議をしていただけるような場作り、それをお願いしたいなど私は思います。 それと、これは一つだけ苦言を言わせてください。今までやってきた中で、事務局の方が議事録作って回しますよね。議事録が半年、5か月経ってから、議事録署名してくださいって来ても頭に残ってません。できる限り早期に、議事録署名人を経て、私の方に来るようにしていただきたいなと思ってます。せめて最大1ヶ月以内かなと私は思います。今期以降、そこら辺についてもご配慮願えたらなと思います。 いろいろと苦言も申し上げましたが、本日のこの運営協議会がスムーズに進行できますよう、皆さんのご協力をよろしくをお願いしたいと思います。以上です。
町長	それでは、新しく会長が選任されましたので、以後の議事進行は会長のほうにお任せをさせていただきます。どうぞよろしく。私は退席させていただきます。

	<p>それとこのシステムは、議事録を早くするための新しく入れた機械ですので、多分一月以内には出てくると思います。</p> <p>いろんな会議で議事録取るのに、職員はもう1回テープを最初からこう聞いてかないといけない。常に大変な労力があるということで、今流行りのAIを使った議事録の作成をするための機械ですので、皆さん発言される時は機械の方に向かって、ぜひお声を、よくわかるように言っていただきますと、より鮮明に早く筆記ができると思います。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>事務局、いいかな。今の町長の発言。頭の中にインプットしておきます。</p> <p>それでは、日程に従いまして議事を進行してまいります。</p> <p>議事録署名委員は、順番としておりますので、事務局のほうで発表をお願いいたします。</p>
住民生活課長 補佐	<p>順番では岡田委員さん、森田委員さんとなります。</p>
会長	<p>では岡田委員、森田委員を指名いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>その他を含めて7項目ありますけど、1番目の「令和6年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込について」から4番目の「令和7年度岩美町国民健康保険税（案）について」までを、いずれも関連が深いことから一括提案説明いただき、いただいてから質疑を受けたいと思います。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
保険係長	<p>説明の前に、お配りした資料をお持ちでしょうか。資料としてはそれのみです。もしお手元がない方がありましたら予備がありますが、よろしいですか。</p> <p>ではページをめくっていただきまして3ページをお開きください。</p> <p>岩美町国民健康保険特別会計の決算見込でございます。いろいろ数字が並んでおりますけれども、前年と大きく変わったところを説明します。</p> <p>歳出の、保険給付費の一般被保険者療養給付費というところが少なくなっております。これは予算に対して実際にかかった診療報酬が少なかったということです。</p> <p>その下の高額療養費というのは患者さんが病院にかかったときに、一定の基準を超えた分をお支払いするものですが、ここも想定よりもあまりかかからなかったということで、少なくなっております。</p> <p>それに対応するのが歳入の県支出金の中の普通交付金で、歳出が少なくなった関係でここも減っております。</p> <p>それで下のほうに歳入決算見込から歳出決算見込を引いた金額の差が3,000万余りとなっております。これが先ほど町長がお話をした3,000万の剰余金です。</p> <p>続きまして4ページ目でございます。</p> <p>4ページ目には岩美町国民健康保険の事業概要を載せております。</p> <p>1番目、被保険者についてということで、国保被保険者を令和3年度から並べたものでございます。令和5年度の対前年度比を見ていただきますと182人の減となっておりますけれども、それ以降120人、93人とだんだん減る数が少なくなっています。団塊の世代が後</p>

期高齢者に移動する数が、だんだん少なくなっておりますが、なお減少の傾向は続いております。

2 番目、国保事業納付金についてということで、鳥取県全体で、令和 7 年度納付金が 123 億 6,971 万 4,878 円で、対前年度比で、3 億 8,800 万円ほど、割合で 3.24%の増になっております。岩美町の割合は 3.55%の増ということで、県に納める納付金が増えております。

下の\*印は、今まで医療費がたくさんかかっているところには、納付金の額がより多くなる医療費指数というのがあったんですけども、その比重がだんだん下がって行って、令和 11 年には統一されるということでございます。

(2)県全体の納付金の主な増額理由です。これは書いてあるとおりで人口減少・少子化により被保険者数の大幅な減少が見込まれるということ、令和 7 年度診療費総額を、約 453 億円と推計すること、過年度の剰余金 6.3 億円を納付金減産に充当するというので、充当があっても必要なお金は増えております。

それを受けて(3)岩美町分の納付金の増額理由ですけど、納付金算定に反映される医療費指数は、少し減っていますけれども、県全体の納付金額の増加に伴って増額となっております。

3 番目、令和 7 年度の国保税案についてということですが、算定方式は 3 方式です。

(2)令和 7 年度国保税の算定方針ということで、納付金額が約 900 万円の増額となり、被保険者数も 93 人減となることから、1 人当たりの保険税の額が大幅に増額となります。これらを踏まえて令和 7 年度予算では、令和 5 年度から実施している激変緩和に係る基金の繰入に加えて、保険税軽減のために 3,000 万を取り崩すことで、急激な保険税の上昇を抑えたいと考えております。それがめくった 5 ページ目、7 年度が一番下のところにありますように、1 人当たりの保険税額が 9 万 831 円ということで、対前年度比 1,003 円の増というぐらいに収まるようにさせていただきたいと思っております。

最後 4 番目、令和 7 年度の制度改正についての主な変更点ですけども、国民健康保険税の賦課限度額が変わりました。基礎課税額が 1 万円上がって 66 万円、後期分が 24 万円から 26 万円に変わり、上限が 109 万円になります。

続きまして 6 ページ、令和 7 年度の岩美町国民健康保険特別会計の予算案でございます。

これも全体的には例年と大きく変わることがありませんが、歳出から見ていきますと、保険給付費が少なくなっております。これは被保険者数の減少に伴って、必要な医療費も少なくなるということです。

ただし、3 番目の国保事業費納付金のところにつきましては、先ほどもお話ししたように、増額になっておまして 900 万円余りの増になっております。

歳入も決算と同じような関係ですけども、医療費が少なくなった分、3 番目県支出金の普通交付金のところが減っております。

7 ページ目でございます。

	<p>国民健康保険税の案についてです。上のほうに被保険者の推移、下半分に保険税の推移を載せております。</p> <p>それぞれの中で予算時ベースと算定時ベースが書いてありますけれど、今回は予算ベースの上のほうをご覧ください。令和2年度から令和7年度までの数字が並んでおります。</p> <p>被保険者は減少傾向にあります。保険税に関しては、9万831円となっており、去年、一昨年と同じぐらいになる予定にしております。</p> <p>8ページから10ページはその算定根拠で、8ページ目が医療給付費分、9ページが後期高齢者支援金分、10ページが介護納付金分となっておりますけれども、一番最初の8ページで説明をさせていただきます。</p> <p>一番上に歳出の予算が書いてあります。左端が保険給付費でかかった医療費に支払う金額です。その隣が事業費納付金で県に納める納付金、次に保健事業に使うお金とその他の支出が書いてあります。</p> <p>歳入は、保険税が、現年分と滞納分と合わせたもの、県支出金からその他収入を合わせて、歳出と同じ金額になることになっております。</p> <p>その下のところが、国保税の税率算定資料ということで、当初予算という真ん中の列をご覧ください。被保険者数が2,277人に対して1人当たりの保険税額が4万3,926円。調定見込が1億円余りで、収納率が95%とすると、予算額が9,500万円余りということで、先ほど説明した保険税の現年度分の金額になっております。</p> <p>一番下のところが1人当たりの保険税額が前年と比べてどうなるかということですが、医療費給付費分の予算としては697円の増となっております。</p> <p>後期高齢者支援金分と介護納付金分の予算に関しては、ご覧ください。</p> <p>11ページは岩美町国民健康保険の積立金の管理状況です。</p> <p>一番下の令和7年度のところを見ていただきますと、一番左が3,000万円ほどの剰余金を積み立てさせていただいて、二つ右、基金の取り崩しというところで、激変緩和分プラス保険税の抑制を図る分で合わせて3,700万円余りということで、7年度末の残高は1億7,000万円余りという予定になっております。</p> <p>以上でいったん説明を止めさせていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、1項から4項までの説明が終わりました皆さんからのご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>1番目の令和6年度岩美町国民健康保険特別会計決算見込についてこれについて、ご意見等ございましたら、ございませんか。</p> <p>2番目の令和7年度岩美町国民健康保険事業概要について、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、次3番目の令和7年度岩美町国民健康保険特別会計予算案。これについて、いかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、4番目の令和7年度岩美町国民健康保険税案、これについてはいかがでしょうか。</p> <p>では、引き続き説明をしていただけますか。</p>

<p>保険係長</p>	<p>では12ページ岩美町国民健康保険事業計画というところでございます。 めくっていただきまして13ページです。</p> <p>はじめにとしていろいろ書いてありますけれども、健全な運営をしていく必要がある、あるいは被保険者の健康の保持・増進を図っていかなきゃいけないというところで、この計画を策定しております。</p> <p>14ページ目でございます。</p> <p>国民健康保険事業運営の現状と課題です。</p> <p>1(1)のところは被保険者数世帯数で、令和2年から令和6年の状況で、世帯数と被保険者数、あるいは所得によって保険税を軽減している世帯数とか、その割合を示したもので、ご覧いただいたとおりでございます。</p> <p>(2)国民健康保険税の収納状況というところで、これは上が令和2年、下が令和6年の見込というふうに並べております。ご覧のとおり、世帯数と被保険者数の減少に伴って調定額・収納額も減少する傾向にあります。</p> <p>続きまして15ページです。</p> <p>医療給付費を挙げております。この表は上中下3段にわかれておりまして、一番上が1人当たりの診療費、2番目が一件あたりの人数、最後が1日当たりの診療費となっております。</p> <p>一番上の1人当たりの診療費を見ていただきますと、令和5年で40万9,556円、下の括弧のところは鳥取県の平均値でございます。</p> <p>一番右端に、令和4年から令和5年の伸び率を挙げております。</p> <p>99.17%です。ですので県全体が105.0%なのに比べると伸び率は抑えられております。</p> <p>今までだんだん上がっていたのが、令和5年に関しては伸びが抑えられていました。ただし、2年前と比べると5%ほどの上昇になっておりまして、長い目で見るとだんだん上がっていくことが予想されます。ですので、なるべく医療給付費を抑えていく必要があると思っております。</p> <p>続きまして16ページです。</p> <p>ここは先ほど説明した決算見込と同じ額で、令和3年からの推移を書いております。</p> <p>17ページです。</p> <p>国民健康保険事業運営の課題ということで、国保加入者の方の疾患の状況を書いております。この表の見方としましては、上のほうが男性、下のほうが女性。左側が入院、右側が外来というふうになっております。</p> <p>男性の外来を見ていただきますと、上のほうの糖尿病、その下の高血圧症が、割合で14.2%5.5%ということで、生活習慣病が大きい割合を占めております。</p> <p>下から3分の1ぐらいのところのがんがありまして、これも15.8%ということで大きな割合を占めております。</p> <p>男性も女性も同じような傾向にありますが、女性では一つ下の筋・骨格も大きな数字になっております。最近フレイルという言葉がありますけれども、骨折したりして入院される方が結構あるようです。</p>
-------------	---

これらの歳出を抑制することが課題になると思われます。

その次 18 ページでございます。

事業運営の健全化に向けた基本的な取り組みですけれど、まず 1(1)保険税の改定状況を挙げております。

表は、医療、後期、介護と分かれており、令和 2 年から令和 6 年の調定額等を示しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

次に 19 ページです。

(2)国民健康保険税の収納率です。①に令和 4 年から令和 6 年の見込まで挙げております。令和 6 年の実績見込が現年分で 94.2%の収納率となっております。それに対して、令和 7 年度は 96.5%という目標を持って収納率の向上を図っていきたく思っております。

そのためにどうするか具体例としては、③口座振替の推進を図ったり、⑤電話催告とか文書催告とか、差し押さえの予告を発送したりということで納税を促していくこととしております。

次、20 ページ目です。

医療費適正化への取り組みで(1)レセプト点検です。レセプト、診療報酬明細書と書いてありますが、医療機関から、上がってくる、こういう医療をしましたということを書いたものがレセプトというんですけれども、それが適正にされているかどうか 1 回点検をした後で、さらにもう 1 回点検して、これは適切な診療ではないということがあった場合に、それをお返しいただくというようなことをしてございまして、その効果額の令和 4 年から 6 年までの数字が挙がっております。

(2)第三者行為損害賠償求償です。これは第三者から受けた傷害の治療費は健康保険では扱わないということになっておりますので、レセプトを見て、例えば交通事故で受けた傷害があった場合には、保険を使わずに加害者の方に負担をしていただくというふうになっております。令和 5 年では 1 件ありまして、7 万円 2,586 円を加害者から返していただきました。

(3)被保険者資格管理の適正化です。国保から社会保険に移られた後でも、国保の保険証を使って受診するということがありまして、国保は負担しなくていいお金ですので、住民の方が国保喪失の手続きに来られたときに確認をしたりして、間違った受診がないように取り組んでおります。

続きまして 21 ページです。

医療費通知です。被保険者の方に、このぐらいかかりましたというのを定期的にお知らせして、医療費削減への意識や健康管理について理解を深めていただいたりしております。

(5)後発医薬品、ジェネリック医薬品の利用促進です。国保の資格を取得されたときにジェネリックを啓発するシールをお渡したり、ジェネリックに変えたらこれぐらい安くなりますという通知を送らせていただいたりしております。

次 22 ページです。

重複多剤投与者等の状況および対策ということで、レセプトを確認して、同じような症

状で複数の医療機関にかかって同じような薬をもらっていたりする場合に、面談をして適切な受診ができるようお願いしております。

続きまして、23 ページです。

健康作りへの取り組みです。

(1)特定健康診査・特定保健指導ということで、生活習慣病の発症を未然に防ぐために、特定健診とかその後の特定保健指導を行っております。

24 ページ目(2)では、人間ドック検診ということで、希望者の方にドックを受けていただけるようにしております。

(3)がん検診です。先ほどもがんというのは非常に医療費がかかっているということで、早期に発見して治療をしていくために、無料で検診を実施しております。

(4)胃がん・大腸がん撲滅事業は、その検査をした結果、精密検査が必要とされた方に受診を勧めております。

(5)糖尿病性腎症の重症化予防事業です。腎症の患者数・医療費が全国的に増加しているということで、糖尿病から腎症に移行しないように、重症化を未然に防ぐために行っております。レセプトを見て対象者を抽出して、先生の指導を仰ぎながら、保健指導を実施して、透析治療に移行する患者さんの数を抑制しております。

(5)その他の保健事業ということで、すこやかセンターの中に岩美病院と健康福祉課があるということで、連携をしながら健康増進活動を進めております。

その他の取り組みのところは、県や他の市町村との連携を行って、保険料水準の統一等の協議をしていたりしますし、国保連との取り組みということで、データの分析が非常に得意な団体ですので、分析を行っていただいた結果に基づいて事業を行ったり、協会けんぽとの取り組みで、共同で新聞の折り込み広告を使って健康診査の周知を行ったりしております。

続きまして 26 ページです。

岩美町の保健事業実施計画、データヘルス計画という、昨年度更新した計画がありますがけれど、その進捗状況を示しております。

①から④まで、左のほうに上から下に並んでいる目標に関して、それぞれどんな状況になっているかということを書いております。

一番上の特定健診の受診率の向上というところでいきますと、真ん中あたりに実施のための計画ということで、受診勧奨、健康年齢のお知らせ、医療機関にかかっている方で特定健診を受けたと同じぐらいの検査結果がある方に関してはデータをもらうみなし健診を活用したりして、受診率の向上を図っております。

その実績というのが右の端に書いてありますけれども、令和 5 年が 45.0%、令和 6 年は大体同じぐらいという見込ですので、矢印も横ばいというふうになっております。

2 番目 3 番目の腎不全重症化予防、高血圧症の重症化予防に関しては 6 年見込ができない状況ですので、令和 4 年の数値との比較で、令和 5 年の段階では上向きというふうになっております。

27 ページはそれを更に詳しく書いたものですので、こちらもお覧になっていただければ

	<p>と思います。</p> <p>以上で一通りの説明を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>それでは質疑を受けたいと思います。令和7年度岩美町国民健康保険事業計画案について、これについてございますか。</p> <p>6番目の岩美町国民健康保険事業計画の進捗状況について。これについてもご意見等ございませんか。</p> <p>そしたらもう1回、全体を通じて1番から6番目まで、確認、質疑がございましたら。</p>
西浦委員	<p>分からないから聞きます。</p> <p>岩美病院で薬をもらっていますが、ジェネリックの薬をもらっているのでしょうか。</p>
尾崎委員	<p>順次替えていってます、ジェネリックに。</p> <p>ジェネリックもいろいろな種類があって、元々の薬に対して、いろんなメーカーがジェネリックを出していて、主に中央病院とか大きな病院が使ってるものをなるべく使うようにしています。同じ成分の薬でもメーカーによって癖があったりしてですね、多く流通してるものを使うようにしています。</p> <p>どうしても変えられないものもあって、元々の薬を使ってるものもあります。供給とかそういう点で、なかなかちょっと上手くいかないからです。</p> <p>岩美病院は他のところと比べて珍しく院内薬局を使っているんで、どうしても在庫とかの関係もあって簡単にいろんな薬が使えないような事情もあってですね。できる限りジェネリックに変えていくっていう方針は持っていて、順次替えていっているという状況です。</p>
西浦委員	<p>ジェネリックじゃない薬が多いということですね。</p>
尾崎委員	<p>いや何パーセントかっていう数字持ってないですけど、もうかなりジェネリックを使ってると思います。</p>
西浦委員	<p>これは岩美病院だけじゃなくて他の病院にかかったときに他の薬局からもらってジェネリックになるっていう部分も含めての76%なので、岩美病院だけにしたらっていうのを聞いたんです。他の病院に行かないので。</p>
会長	<p>ここの後発医薬品の利用率っていうのは岩美病院だけ？</p>
保険係長	<p>岩美町国保の方全体です。保険者もジェネリックを使ったらこれくらい安くなりますという通知を送るんですけど、岩美病院は去年ぐらいからすごくジェネリックが増えてきた気がします。</p>
尾崎委員	<p>病院の方針として積極的に変えようっていうのは出たと思います。</p>
会長	<p>私も岩美病院かかってますけど、積極的に、先生のほうから先発メーカーよりも後発にしてもらえませんかという確認もあります。それらが功を奏しているんでしょうね。</p>
岡田委員	<p>初めてのときにも問診票とかで確認があります。</p>
尾崎委員	<p>院外薬局の病院でも、ジェネリックは同じ成分ってことになってるんだけど、やっぱり変えたら具合悪い、元に戻してみたいな方もいらしてですね。薬の成分は一緒なんだけどそれを包む素材とかコーティングの仕方とか、錠剤の大きさとかで元のがいいみたいな場</p>

	合もあるんですけども、なるべく変えるっていうことはやってます。
西浦委員	もう一ついいですか。人間ドックが74歳までってなってるんですけど、もう75歳以上はいらない、個人でしなさいということですか。
健康福祉課長	以前は70歳までだったのを74歳まであげたんですけども。 少し不勉強なので、次回でも答えさせてください。
会長	75歳以上は人間ドックを受けられない？
西浦委員	お金出せば受けられる。
健康福祉課長	いろんなチケットを組み合わせると安くはできますけど、基本的には負担が多くなります。
会長	後期高齢になると受けられないと。そうなんですか。
保険係長	がん検診とかいろいろ組み合わせさせていただくことになるのかなと思いますけれども。
会長	たまたまですけども、今年度から団塊の世代が75以上になって、急激に増えますよね。そういった意味も含めて、人間ドックの非対象になるのは、時代に合ってません。
中島委員	私も団塊の世代ですので、後期高齢者の通知が来ましてね、それで結局人間ドックはできないから、いろんなのを主治医の先生にお願いして、受けました。そんなに高くはないですけども。町でする人間ドックとは比べ物にならないですけども、年取ったら自分で管理しないとイケないのかなあと思いながら。
会長	これは岩美町の方針、もしくは県、国？
中島委員	これでも74歳に上がったんですよ。前は70過ぎたら駄目だったんですよ。
岡田委員	それだから今、フレイルっていうことでいろいろと推進されるんじゃないですか。
健康福祉課長	また回答させていただきたいと思います。
会長	他ございますか。
中島委員	すみません。8ページの保険税の歳入予算のところ、滞納分は結構ありますが、滞納している人の処置はどういうふうにするのか聞きたいです。トントン進んでしまっ。
西浦委員	何ページかに書いてあった。
保険係長	19ページに記載しております。
会長	滞納世帯が令和5年よりも増加してますよね。
西浦委員	収納率が滞納分と合わせて100%にならないけど。
中島委員	滞納分は何年から何年までですか。令和6年のは令和6年のだけですか。
会長	単年度でという意味でしょ。現年分と滞納分との率が合わないのは何でかな。
保険係長	この率は調定額と収納額の率なので、足しても100%にはなりません。
会長	滞納分の計算式は。
保険係長	収納額÷調定額です。
会長	8ページ目の歳入予算があるじゃないですか。これの滞納分を分子にして、現年度分を

	分母にすれば、滞納分の収納率が出てくるんじゃない。
健康福祉課長	14 ページの 15.35 というのは、収納額の 7,007,323 円を、これだけ入ってくるだろうという 45,646,335 円で割って 15.35。現年分と滞納分はそれぞれの入の見込で、上と下はリンクしていません。
税務課長	滞納分は積み上げです。過去からの、それこそ平成時代からずっと払ってない。不納欠損したら調定額は減るんですけど、ずっと積み上げてきて調定がある。それでその年に、例えば令和 6 年度だったら見込で 700 万円ぐらい集めますよ、という考えです。
会長	これは、時効はある？
税務課長	あります。ないようにがんばってます。
西浦委員	すごい金額ですね。
税務課長	国保は保険税が高いんです。そして各ご家庭に事情がいろいろあって、お話聞くと本当にもう払えないお宅もあったりとかで。そういうときは福祉事務所と連携して、別の制度が使えないかとか。 もちろん払えるでしょっていうところは、督促から始まって財産調査、差し押さえってというような手段を取らせてもらいます。 1 人 1 人ケースバイケースでご事情があるので、それを考えながらさせてもらおうと思っています。
西浦委員	岩美町で差し押さえみたいなのってあるんですか。
税務課長	やっています。
岡田委員	これって、1 期、2 期、3 期とか、期で払うんですよね。それって高いんですよね。口座振替のことも書いてあるんですけども、期ごとにお金を持っていくっていう集金の方法ですよね。それが 8 期なので、12 か月で割るより、1 回分当たりが高いっていうようなこともある。
税務課長	昔は 4 期だったんですよ。それで 1 回当たり払う額が高いので、何年か前から 8 期になって。12 はきついということで、8 期でお願いしたいと思っているんです。
会長	滞納者には常連はないんですか。
税務課長	税だけに限らず、水道の使用料だったり、同じ人にかぶっている人はいます。 なので町としては収納調整会議と言って、税だったり使用料だったり、関係部署が集まって、月に 1 回会議をして、この方はどうですかっていう話をしています。 そこには福祉も入ってもらって、このうちはどういう状況なんですよっていう情報を共有しながら進めていってるところです。
西浦委員	滞納してても、保険証は出すということですよ。
保険係長	理由なく 1 年超えて滞納する場合には、10 割負担で医療機関にかかってもらうような制度があります。マイナンバーカードでかかると、その情報が医療機関に出るような格好になります。それまでにいろいろ働きかけをして、ちょっとずつでも納めますとなれば、そうならないようになっています。

会長	10割ってことは、要はその保険証の有効性をストップさせるということでしょ。
保険係長	10割を払っていただいて、3割が自己負担の人だったら、7割をお返しするので役場に来てください、ということで来ていただいいていくんですけども、でもその7割は足りない保険税に充当するような格好になります。
会長	滞納者は7割3割という適用が当てはまらないんじゃないですか。10割負担がベースでしょ。つまり、保険証を返還させるってことでしょ。
西浦委員	保険証じゃない形ということですよ。
保険係長	10割の保険証みたいな格好になるんですけども。保険証はなくなりましたので、マイナンバーカードでかかったときに医療機関には10割と出る。仕組みは保険証が出ているような格好になりますけれども、実際には10割を払わないと、医療を受けられない。
西浦委員	たまたま保険証を持ってなくて、10割払った場合は、後から保険証持っていったら役場からその7割を返してもらってというのは話わかるんですけど、保険税を払ってないのに、10割払って、後からその7割ってものを返してもらってということに疑問があるんですけどってことです。
健康福祉課長	7割を返すときに、7割分を滞納してるほうにもらいますとか、そういう交渉をする機会になるという意味。
西浦委員	それを拒否されたら、7割は返さない？
住民生活課長 補佐	整理して、議事録と一緒に、次回回答させていただくということでもよろしいでしょうか。
会長	他ございませんか。
船木委員	何でもお尋ねしますけど、19ページの③の口座振替のところ、口座振替の割合が50%ぐらいですけど、あとは婦人会などに頼んで保険料を集めておられるんですか。
税務課長	納税組合は、もちろんあります。納税組合のほうが、みんなで払わないといけないという意識が高いので、納税組合に入っておられる方の収納率は高いです。 ですけど、個人情報の取り扱いとか、今いろいろなことがあって納税組合を解散される所も出てきておまして、口座振替ってというのが一番確実に、もちろん残高が不足したら落ちないときもあるんですけど、口座振替が収納的には一番効率がいいだろうというところですよ。
会長	これ100%できない理由があるわけ？
税務課長	納税組合で現金で集めてますということもありますし、あと最近はコンビニですぐ払えるようになったり、スマホのアプリで払えたりして、いろんな払い方が増えてきています。
会長	いろいろな税金があるけども、納税組合は各地区にありますよね。納税組合から離脱して、口座振替にしたからといって、納税率が下がるもんじゃないんですよ。 要は、この地区納税組合に還付金みたいな助成金みたいなのが出るでしょ。これは口座振替にしてもその対象でしょ。 90%以上だったら納税の助成金が出る。その中で勘違いしている人がいて、集金に来てもらわないと、助成金が出ないと解釈している自治体や町内会が多くて、私らとしては口

	座振替してくださいとお願いしてる。個人がお金を持って歩かなくてもいいし、各家に留守だからと何回も伺わなくていいということで。その一環に国保の保険税もしてもらえたら、100%が目指せるのかな。納税組合をかばうわけでなしに、これを外れたら納税組合助成金がないなら話は別だけど、関係ないですよ。
西浦委員	口座振込みをしている人も納税組合員？
税務課長	納税組合員で口座振替になってる人が対象になります。
西浦委員	みんなが口座振替にしたから納税組合を廃止したっていうところがあるよね。
税務課長	口座振替にしても、配って回る作業がちよっとあつたりするので、封筒に入った明細とか。もしかしたらそういうのが面倒くさいってなってやめられたところもあるかもしれないです。
西浦委員	やめたところには還元はない？
税務課長	もちろん納税組合がないところではないです。
会長	口座振替になっても納税率には含まれてます。
岡田委員	そういうのは自治会の収入枠の中にちゃんと書いてあるんですか。
税務課長	納税組合が1年に1回会をするんですけど、その時には説明はいつもさせてもらってます。口座振替の推進もそこではお話をさせてもらってます。
会長	口座振替になっても、納税率は、減少するっていうことじゃないですから。だから100%目指されてもいいんじゃないかな。
税務課長	一番それが安全だし、いいんですけどね。
会長	他ごぎいますか。
船木委員	院長先生にお尋ねしたいんですけど、糖尿病はすごい男性が多いですけど、日本全体では男性が多いんでしょうか。17ページですね。
尾崎委員	統計的には男性の方が多いいっていう有意なデータはないと思いますけれども、岩美町の国保ではこういうデータがある。 すいません。ちょっとデータ持ってないので、また調べておきます。
保険係長	付け加えて言うと、岩美町国保ぐらいの人口だと、少し動いても金額が結構変わってくるので、何年か見てみないと傾向は分からないかもしれません。この年はちょっと多かったということかもしれません。
会長	はい、他ごぎいますか。 なければ1番目から6番目までを承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
会長	はいありがとうございました。 久々、意見の数が非常に多かったですね。 これでないといかんと思います会議は。いろいろと自分の疑問点、思うこと、またそういう発言ができるような会合に、事務局さん、ぜひお願いします。 以上で私の役割を終えたいと思いますので、事務局の方にお返しします。

住民生活課長 補佐	澤井会長さんありがとうございました。 それでは次にその他としておりますが、住民生活課より一点ございますので、報告お願いいたします。
保険係長	特定健診の受診をしていただくために、集団健診の会場に、体組計という、筋肉量とか脂肪量とか、特定健診で測る項目以外が分かるように、来年度からさせていただこうと思っております。
会長	医療機関にもある？
尾崎委員	いやいや、うちにはないです。
西浦委員	集団健診の時に使うということ？ 普段はどこにある？
保険係長	すこやかセンターまつりに行くと、あることがあります。
尾崎委員	既に岩美町は持ってるってこと？
保険係長	あれは国保連から借りてます。
西浦委員	今回は買ったってということですか。
保険係長	リースです。
西浦委員	でも常に岩美町にあるということですか。そういうのって普通に使えばいいのにな。
会長	濱野課長、岩美病院は岩美町の基幹病院なんだから、こういうものがないといけんじゃないの。
健康福祉課長	まだ、議会を通ったわけではないので。予定があるということで。
岡田委員	それを受けて、自分が見て、何々が足りないから、そういうことはどこに相談しようというのが出るようなシステムだったら。
西浦委員	普通のとくに、健診以外にも使えるようにして、有効活用した方がいいかなって。
岡田委員	自分で測って、ここの筋肉が足りないなっていうときはこうしてみたらいいとかがすぐ分かるようなものができたら、健康増進していけるかなと。
会長	高額なもの？
保険係長	金額はぱっと出ませんが、高額です。
会長	議会が反対する要素は何もない。健康増進してくださいよと言っているのに。
西浦委員	普段誰でもが、使えるような感じにしておかないと、もったいないなって。
会長	私もそう思います。
岡田委員	会社勤めしていたら、集団検診に行ってしまうとは思わないんで。そういう方たちのためにも、使えるようにできたらいいかな。
住民生活課長 補佐	税務課、健康福祉課から何か報告ございますでしょうか。 その他皆さんの方から何かございますでしょうか。 そうすると次回につきましては、運営協議会、5月を予定しております。またご連絡させていただきますので、ご参加のほうよろしく申し上げます。 それでは以上をもちまして令和6年度第2回岩美町国民健康保険運営協議会を終わらせ

	ていただきます。長時間にわたりご協議いただきましてありがとうございました。
閉会	午後 5 時 33 分

会議の経過の記載として、相違ないことを証明します。

令和 7 年 2 月 6 日

岩美町国民健康保険運営協議会

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_